都道府県

各 指定都市 障害保健福祉主管課 御中 中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

「介護給付費等の支給決定等について」の訂正について

「介護給付費等の支給決定等について」(平成 19 年 3 月 23 日障発第 0323002 号)において、下記のとおり誤りがありましたので、訂正いたします。

記

介護給付費等の支給決定等について(平成 19 年 3 月 23 日障発第 0323002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)正誤表

正 誤(現行)

第三 障害児に係る支給決定の方法

③ 重度障害者等包括支援の申請があった場合、 認定調査の調査項目と同様の80項目の調査<u>及</u> <u>び四肢すべての麻痺等の有無の調査</u>を行い、市 町村審査会に重度障害者等包括支援の対象と することが適当であるか否かの意見を聴取し た上で支給の要否を決定する。

なお、麻痺等の有無の確認については、身体 障害者手帳、医師の診断書又は聞き取り等によ り確認する。

また、対象児童に該当するか否かの判断に当たっては、必ずしも身体障害者手帳及び療育手帳の交付を受けている必要はない。

第三 障害児に係る支給決定の方法

③ 重度障害者等包括支援の申請があった場合、 認定調査の調査項目と同様の80項目の調査を 行い、市町村審査会に重度障害者等包括支援の 対象とすることが適当であるか否かの意見を 聴取した上で支給の要否を決定する。

※ なお、対象児童に該当するか否かの判断に 当たっては、必ずしも身体障害者手帳及び療育 手帳の交付を受けている必要はない。